

訪問介護の「生活援助」サービス給付を縮小しないことを求める署名のお願い

日本の社会は、これまでに例をみないスピードで高齢化が進み、介護が必要な高齢者が急速に増える事が見込まれます。2000年度にスタートした介護保険制度は、介護を家族で支えるのではなく社会全体で支え、住み慣れた地域で安心して生活が送れるように生まれた制度です。40歳以上の国民は強制的に入る社会保険の仕組みです。2025年以降、団塊世代の介護高齢者の急増が予測される中で、2012年の制度改定審議が行なわれています。給付サービス増加に伴う財源の確保が困難な状況で、新しいサービスを導入するためには既存サービスの削減が検討されています。そのひとつが訪問介護の「生活援助」の縮小またはカットです。訪問介護の「生活援助」は、「高齢者の生活を支える基本的なサービス」と言われながら、「家事手伝いの延長」とされ専門技術はいらないなど常に介護給付抑制の対象になってきました。私たちは、常に地域に住む市民の視点で事業や運動を行ってきましたが、訪問介護の「生活援助」は高齢者の生活を最前線で支える必要不可欠なサービス給付と確信しています。みなさまのご理解とご協力をよろしく申し上げます。

Q & A



Q1：「生活援助」って、ホームヘルパーが高齢者の家で掃除や調理、買い物等のお手伝いをするのよね。

A：サービスの内容は確かにその通りです。生活援助はお手伝いではありません。利用する人が本当に困っていることを、支援してもとの生活を取り戻せるようにすることです。

Q2「生活援助」サービスによって介護度が悪化すると聞いたことがありますか…

A：利用する人が、いまできている掃除や調理を、必要もないのに利用すれば自立の障害になります。必要な人に適切に必要なサービス量であれば、介護の重度化を予防することになります。

Q3：「生活援助」を利用する高齢者の家族構成は…

A：独り暮らしの高齢者が大半です。高齢夫妻がどちらも介護を必要とする場合もあります。仕事をする子と同居で、日中は独りの人もかなりいます。

Q4：もし「生活援助」がなくなったらどうなるのかしら？

A：家族の負担が大きくなります。国はボランティア支援やNPOなど有償サービスで対応することを考えています。民間サービスの利用も選択肢になり、費用負担がふえます。

Q5：今「生活援助」を利用している高齢者はどのように感じているの？

*利用者の声

- ：不安が解消され、自立する意欲が出てきた。
- ：バランスの良い食事をとることができ生活改善につながった。
- ：家族が仕事を続けることができた。

Q6：ホームヘルパーによる「生活援助」によって高齢者の生活は変わるの？

*利用者の声

- ：ホームヘルパーが入ることで、社会とつながり、自分らしく生活をできるようになった。

**ぜひご家族、近隣の方、お友達にも呼びかけてください！
ご提出はアビリティクラブたすけあい事務局まで郵送で
お願いいたします。**

FAXは署名として認められませんので、ご遠慮ください。

宛先) 〒160-0021 新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASK ビル 7 F
NPO 法人アビリティクラブたすけあい

FAXでの
ご提出は無効に
なります



2月28日集約ですので
お早目にお送りください

介護保険制度から訪問介護の「生活援助」給付の縮小を行わないことを求める要望書

<要望趣旨>

2012年に介護保険制度の改定が行なわれる予定ですが、審議中の社会保障審議会・介護保険部会では、重度の要介護者に給付を重点化する観点から、訪問介護の「生活援助」サービスなど軽度者に対する給付を縮小することについて議論されています。訪問介護の「生活援助」は「身体介護」同様に在宅高齢者の「命と生活」を支える基本サービスです。「身体介護」のみでは人は生きていけません。「生活援助」によって生活を整え、人と社会とつながり主体的な生活を取り戻すことで介護の重度化を予防することができます。

独り暮らし高齢者や老夫婦世帯が急増し、現役世代も介護で仕事を辞めなくてはならないなど社会は変容し、「孤独死」や「虐待」などの社会問題が広がっています。「生活援助」利用者の多くから、病気の早期発見、食生活や生活改善が図られ、意欲が向上したという声を聞いています。「生活援助」の切り捨てによって、利用者及び家族の介護保険制度への信頼が大きく失墜することを是非とも避けなければなりません。

<要望項目>

訪問介護の「生活援助」は「身体介護」同様に高齢者の「命と生活」を支える基本サービスです。「生活援助」を必要とする要支援・要介護者の訪問介護の「生活援助」給付の縮小を行わないことを求めます。

氏名	住所
	都・道
	府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

(取り扱い団体 : NPO法人アビリティクラブたすけあい)

※個人情報本署名以外に利用しません。

※第1次集約 2010年11月30日 第2次集約 2010年12月25日 第3次集約 2011年2月28日

<呼びかけ団体>

ワーカーズ・コレクティブ ネットワーク ジャパン (WNJ)

市民福祉サポートセンター (SSC)

<最終署名集約先および問合せ先>

NPO法人アビリティクラブたすけあい (WNJ 福祉事業連絡会事務局)

住所 : 〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町 2-19-13 ASKビル7階 電話 : 03-5155-0835